東京医療保健大学総合研究所の組織及び運営に関する要綱

令和２年 10 月 21 日制定

（目 的）

第１条　この要綱は、学則第 58 条第２項の規程に基づき、東京医療保健大学総合研究所（以下、「研究所」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定めことを目的とする。

（研究所の活動理念）

第２条　研究所は、建学の理念及び東京医療保健大学ビジョンに則り、全学横断的な体制で 先進的な研究活動を行うものとする。

（研究所の組織）

第３条　研究所に所長を置き、学長をもって充てる。

２　研究所に副所長１名を置き、専任の教授から所長が任免する。

３　研究所に所長補佐を若干名置き、博士の学位を有する教育職員から所長が任免することができる。ただし、当該任免にあっては、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 12 条の趣旨を踏まえるものとする。

４　研究所に、研究課題（以下、プロジェクトという）ごとに研究ユニットを設置することとし、各研究ユニットにユニット長１名を置き、教育職員から所長が任免する。

５　前項のプロジェクトごとに副ユニット長及び研究員を若干名置くことができる。この副ユニット長及び研究員は、教育職員、事務職員、非常勤講師、共同研究員（東京医療保健大学共同研究取扱規程第５条第１項に基づき理事長が受け入れを決定したものをいう）、本学の関連医療機関の職員の中から、当該プロジェクトのユニット長の推薦にもとづき、所長が任免する。

６　第４項の研究ユニットの名称は、所長が別に定める。この場合、前 2 項のユニット長、副ユニット長の呼称は、ユニットの名称に合わせて別に定める。

（研究所運営会議）

第４条　研究所に、研究所運営会議を置く。

２　研究所運営会議は、次のものをもって構成する。

（１）所長

（２）副所長

（３）所長補佐

（４）ユニット長

（５）事務局長

（６）その他所長が必要と認めたもの

３　研究所運営会議は、次の事項を審議する。

（１）プロジェクトの設置及び廃止に関すること
（２）研究を推進するための行事の開催に関すること
（３）研究成果の公開に関すること
（４）研究成果の知的財産管理に関すること
（５）その他研究所の運営に関する重要事項

（研究資金の獲得）

第５条　ユニット長は、研究を遂行するため、研究資金の獲得に努めるものとする。

２　前項による研究資金の応募において、所長は、推薦状の提供等の便宜を図る。

（庶 務）

第６条 研究所の庶務は、研究協力部が行う。

附則 この要綱は、令和２年１０月２１日から施行する。
附則 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
附則 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
附則 この要綱は、令和６年３月１日から施行する。